

道路・水路境界の証明について

令和4年11月1日より、次の手順どおり**2種類**の**証明書**が発行可能となります。

窓口で境界確定図等の交付(1部10円)を受け、証明が必要な箇所の境界が確定しているか確認してください。

境界が確定している場合

世界測地系2011にて区域線測量が完了した地域

日本測地系・世界測地系2000など測量成果が古いもの

確定図等と現地に差異がある場合

市有地等境界確認証明書

～現行の証明～

申請地の杭等が道路等との境界を越境していないかなど現地確認のうえ証明します。

【手順】

- ① 申請書添付書類※1を準備するとともに、現地を測量※2し測量図を作成※3してください。
- ② 申請書一式が準備できたら、窓口で手数料(1通につき300円)を納付し申請してください。
- ③ 申請から約2、3週間※4で連絡があります。窓口交付となりますので、ご来庁ください。

※1 詳細は申請書の裏面「申請上の注意」をご覧ください。
※2 土地家屋調査士等が現地を測量した測量図が必要です。
※3 「測量図の書き方」を参照してください。
※4 申請後に測量図の現地確認を行うため時間を要します。

境界が保留の場合

証明を受けるためには、土地所有者が境界確認申請が必要な場合があります。詳しくは窓口にてご相談ください。

確定図等と現地との整合性が確保されている場合

市有地等境界**確認済**証明書

～新しい証明～

申請地は道路等との境界が確認済みであることを証明します。

【手順】

- ① 申請書を記入し、窓口で取得した**境界確定図等に朱線図示**したものと他の必要書類※5を添付し、手数料(1通につき300円)を納付し申請してください。
- ② 申請より約1週間で連絡があります。窓口交付となりますので、ご来庁ください。

※5 詳細は申請書の裏面「申請上の注意」をご覧ください。

<証明書発行についてのお問い合わせ先>

〔西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区〕
さいたま市北部建設事務所土木管理課 境界確認係
直通 048-646-3200
FAX 048-646-3265
E-mail: hokubu-doboku-kanri@city.saitama.lg.jp

〔中央区・桜区・浦和区・南区・緑区〕
さいたま市南部建設事務所土木管理課 境界確認係
直通 048-840-6200
FAX 048-840-6265
E-mail: nambu-doboku-kanri@city.saitama.lg.jp

